

改訂前	改訂案（改訂後の内容→ 朱書き ）
<p style="text-align: center;">東広島市立中央中学校PTA規約</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条 本会は、東広島市立中央中学校PTAと称する。</p> <p>第2条 この会は、学校と家庭が一体となり、会員自らの教養を向上させるとともに、生徒の教育に対する理解と協力をたかめ、環境を整備して教育を振興し、生徒の福祉を増進することを目的とする。</p> <p>第3条 この会の会員は、次の通りとする。</p> <p>1 中央中学校に在籍する生徒の保護者</p> <p>2 中央中学校に在職する教職員</p> <p>第4条 この会の事務局は、中央中学校におく。</p>	<p style="text-align: center;">東広島市立中央中学校PTA規約</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条 本会は、東広島市立中央中学校PTAと称する。</p> <p>第2条 この会は、学校と家庭が一体となり、会員自らの教養を向上させるとともに、生徒の教育に対する理解と協力をたかめ、環境を整備して教育を振興し、生徒の福祉を増進することを目的とする。</p> <p>第3条 この会の会員は、次の通りとする。</p> <p>1 中央中学校に在籍する生徒の保護者</p> <p>2 中央中学校に在職する教職員</p> <p>第4条 この会の事務局は、中央中学校におく。</p>
<p>第2章 事業</p> <p>第5条 この会は、第2条の目的を達するために部を置き、次の事業を行う。</p> <p>1 広報部</p> <p>イ 本会の目的達成のための広報事業</p> <p>ロ 会報の発行</p> <p>2 教養・学年部</p> <p>イ 会員相互の研修を企画し、家庭教育・学校教育の推進向上を図る事業</p> <p>ロ 講演会などの開催</p> <p>ハ 県P・市P連の研修協力と参加</p> <p>ニ 学年・学級の諸問題の解決を図る事業</p> <p>ホ 各学年の年間事業計画の作成</p> <p>3 福祉厚生部</p> <p>イ 環境整備（安全・美化・緑化）に努め、生徒の健康安全を図る事業</p> <p>ロ PTA活動・生徒活動を推進するための資金調達計画の立案</p> <p>4 生活指導部</p> <p>イ 生徒の健全育成を図るため、家庭・地域の教育力を高める事業</p> <p>ロ 校外指導・交通指導の実施</p> <p>ハ 休暇中の生活指導</p>	<p>第2章 事業</p> <p>第5条 この会は、第2条の目的を達するために、次の事業を行う。</p> <p>1 本会の目的達成のための広報事業</p> <p>2 会員相互の研修を企画し、家庭教育・学校教育の推進向上を図る事業</p> <p>3 講演会などの開催</p> <p>4 県P・市P連の研修協力と参加</p> <p>5 学年・学級の諸問題の解決を図る事業</p> <p>6 環境整備（安全・美化・緑化）に努め、生徒の健康安全を図る事業</p> <p>7 PTA活動・生徒活動を推進するための資金調達計画の立案</p> <p>8 生徒の健全育成を図るため、家庭・地域の教育力を高める事業</p> <p>9 校外指導・交通指導の実施</p> <p>10 休暇中の生活指導</p> <p>11 PTA執行部が必要であると認める事業</p>

<p>第3章 役職員</p> <p>第6条 この会に、次の役員をおく。 会長1名、副会長若干名、各部長・副部長8名、監査2名、会計2名（保護者1、教職員1）、校長、書記2名（教職員2）、顧問1名</p> <p>第7条 会長、副会長、監査委員は4月定例総会において、会員中より選任する。書記及び会計・顧問は、会長が委嘱する。 ※顧問は会長が必要とした場合に、任命することができる。</p>	<p>第3章 役職員</p> <p>第6条 この会に、次の役職員をおく。 会長1名、副会長若干名、監査2名、会計2名（保護者1、教職員1）、校長、書記2名（教職員2）、顧問1名</p> <p>第7条 会長、副会長、監査委員は4月定例総会において、会員中より選任する。書記及び会計・顧問は、会長が委嘱する。 ※顧問は会長が必要とした場合に、任命することができる。</p>
<p>第4章 役職員の任務</p> <p>第8条 役職員の任務は、次の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 会長は、この会を代表し会務を統括する。 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代理する。 3 監査委員は、会計を監査する。 4 書記は、この会の一切の事務を処理する。 5 会計は、金銭物品の出納管理をする。 <p>第9条 役員任期は1年とする。ただし再任を妨げない。欠員を補充した場合の任期は前任者の残任期間とする。</p>	<p>第4章 役職員の任務</p> <p>第8条 役職員の任務は、次の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 会長は、この会を代表し会務を統括する。 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代理する。 3 監査委員は、会計を監査する。 4 書記は、この会の一切の事務を処理する。 5 会計は、金銭物品の出納管理をする。 <p>第9条 役員任期は1年とする。ただし再任を妨げない。欠員を補充した場合の任期は前任者の残任期間とする。</p>
<p>第5章 総務委員会・部</p> <p>第10条 総務委員会は、会長、副会長、校長、監査、書記、会計、各部長・副部長をもって構成し、会長の招集により、本会の予算案・決算・各部の事業計画・その他、他校視察、各種研究調査、各種関連機関・団体との連携、重要事項について審議検討し、これが運営にあたる。</p> <p>第11条 総務委員会において必要と認められた場合は、特別委員会を開くことができる。</p> <p>第12条 総務委員会は、委員の半数以上が出席しなければ成立しない。</p> <p>第13条 部は、会長の招集により、その部の所属事業について実施計画を立案し、総務委員会の承認を得るものとする。</p> <p>第14条 部は、各学年の保護者の中から選出された部員によって構成され、第5条の1から4の事業を推進するために協議し、これを運営する。</p>	<p>第5章 総務委員会</p> <p>第10条 総務委員会は、会長、副会長、校長、監査、書記、会計、学年窓口をもって構成し、会長の招集により、本会の予算案・決算・各部の事業計画・その他、他校視察、各種研究調査、各種関連機関・団体との連携、重要事項について審議検討し、これが運営にあたる。</p> <p>第11条 総務委員会において必要と認められた場合は、特別委員会を開くことができる。</p> <p>第12条 総務委員会は、委員の半数以上が出席しなければ成立しない。</p> <p>第13条 学年窓口（若干名）は、各学年の保護者の中から選出する。</p>

<p>第6章 総会・例会</p> <p>第16条 毎年4月に定例総会を開き、次のことを行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 前年度の事業・決算の承認 2 役員の変更 3 新年度の事業計画・予算案の決議 4 その他 <p>第17条 総会の決議は、出席者の過半数の同意を必要とする。</p> <p>第18条 会長は、必要ある時は臨時総会を招集することができる。</p> <p>第19条 原則として定期的に総務委員会を開き、第10条の任務の遂行をはかるとともに、学校教育と家庭教育の連携を密にするための協議懇談、その他の事業を行う。</p>	<p>第6章 総会・例会</p> <p>第14条 毎年4月に定例総会を開き、次のことを行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 前年度の事業・決算の承認 2 役員の変更 3 新年度の事業計画・予算案の決議 4 その他 <p>第15条 総会の決議は、出席者の過半数の同意を必要とする。</p> <p>第16条 会長は、必要ある時は臨時総会を招集することができる。</p> <p>第17条 原則として定期的に総務委員会を開き、第10条の任務の遂行をはかるとともに、学校教育と家庭教育の連携を密にするための協議懇談、その他の事業を行う。</p>
<p>第7章 会計</p> <p>第20条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。</p> <p>第21条 この会の経費は、会費と寄付金、各種事業益金、その他の収入をもってあてる。</p> <p>第22条 会費は、生徒一人につき月額300円とし、学期ごとに一括納入する。</p> <p>第23条 会員の中で特別の事情がある場合、会長は、その人の会費を減免することができる。</p> <p>第24条 慶弔規定は、別途定める。</p>	<p>第7章 会計</p> <p>第18条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。</p> <p>第19条 この会の経費は、会費と寄付金、各種事業益金、その他の収入をもってあてる。</p> <p>第20条 会費は、生徒一人につき月額300円とし、学期ごとに一括納入する。</p> <p>第21条 会員の中で特別の事情がある場合、会長は、その人の会費を減免することができる。</p> <p>第22条 慶弔規定は、別途定める。</p>
<p>附則</p> <p>この会の新しい規約の作成、あるいは、この規約を変更または廃止しようとするときは、総会の決議を経なければならない。</p> <p>この規約は、平成23年4月20日から実施する。</p> <p>附則（平成28年4月15日）</p> <p>この規約は、平成28年4月15日から実施する。</p> <p>この規約は、平成30年4月28日から実施する。</p> <p>この規約は、令和6年3月11日から実施する。</p>	<p>附則</p> <p>この会の新しい規約の作成、あるいは、この規約を変更または廃止しようとするときは、総会の決議を経なければならない。</p> <p>この規約は、平成23年4月20日から実施する。</p> <p>附則（平成28年4月15日）</p> <p>この規約は、平成28年4月15日から実施する。</p> <p>この規約は、平成30年4月28日から実施する。</p> <p>この規約は、令和6年3月11日から実施する。</p> <p>この規約は、令和7年3月10日から実施する。</p>